# 第 7 期

八頭町介護保険事業計画高 齢 者 福 祉 計 画

《案》

平成30年3月 八 頭 町

# 平成30年度~平成32年度

# 八頭町介護保険事業計画 - 高齢者福祉計画目次

ሎሎ	4	ᆇ	シハニム
æ	- 1		総論
弗		<del>-</del>	小いいっこ

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. 計画の性格と計画期間	3
<ul><li>(1)計画の性格</li><li>(2)計画期間</li></ul>	
4. 計画の策定、点検体制	3
2章 計画の策定	
1. 課題と重点施策	4
2. 高齢者、認定者等の推計	6
<ul><li>(1) 国勢調査から見た高齢者の状況</li><li>(2) 高齢者等の人口と推計(第1号被保険者)</li><li>(3) 要支援・表介護認定者数の推計</li></ul>	
3. 高齢者施策の推進	9
<ol> <li>(1)健康づくりの推進</li> <li>(2)介護予防事業の推進</li> <li>(3)在宅医療・介護連携の推進</li> <li>(4)包括的な支援体制の構築</li> <li>(5)認知症施策の推進</li> <li>(6)権利擁護施策の充実</li> <li>(7)地域ケア会議の推進</li> <li>(8)生活支援サービスの充実</li> <li>(9)高齢者の住まいの確保</li> <li>(10)高齢者の地域での活躍・貢献機会の促進</li> </ol>	
	2. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4.介護サービス費等の見込み	2 1
<ul> <li>(1)介護サービス</li> <li>《1》居宅サービス</li> <li>《2》地域密着型サービス</li> <li>《3》居宅介護支援・介護予防支援</li> <li>《4》施設サービス</li> <li>《5》低所得者対策</li> <li>(2)給付費の見込</li> <li>(3)所得段階別保険料</li> </ul>	
第3章 施策の総合的推進	
1. 推進体制の整備	2 9
2. 介護基盤整備	2 9
(1) 日常生活圏域の設定 (2) 地域密着型サービス	
3. 地域包括支援センターの役割	3 0
<ul> <li>4. 保険者機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
5. 事業評価	3 1

# 第1章 総論

# 1. 計画策定の趣旨

平成27年3月に策定した「第6期八頭町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」は、高齢者の増加などによる諸課題に対し、対応可能な制度への転換を見据えた計画であり、医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの推進を図ってきました。

さらに平成37年には日本経済を担ってきたいわゆる団塊の世代の方々が75才以上の後期高齢者となり、一層高齢化が進むことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれの能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス体制の整備、地域での支えあいなどが重要となってきます。

本計画は平成37年を見据え地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、誰も が自分らしくいきいきと幸せに暮らせる地域社会を目指すために策定します。

# 2. 計画の基本理念

八頭町第2次総合計画では「人が輝き 未来が輝くまち八頭町」〜豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち〜を目指す将来像に掲げており、福祉分野では「やすらぎといきがいのあるまちづくり」を基本目標と定めまちづくりを進めています。

また、本計画の上位計画となる第2期八頭町地域福祉計画では「みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げており、子ども、高齢者、障がい者、性別などの違いを超えてすべての人が認め合い、住み慣れた地域の中で居場所と役割を持つことができる温かみのある「地域共生社会」を実現することを目標に福祉のまちづくりが推進されています。

第7期計画では、上位計画の理念や方針を受け、団塊の世代が75歳以上に達する平成37(2025)年を見据えて「みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる地域社会をめざす」ことを基本理念に掲げ、高齢になり支援や介護が必要な状況になっても、自分らしく、楽しく、安心して地域の中で生活することができる社会の実現を目指し、本人も家族も、そして地域も安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、この基本理念とともに3つの「めざす将来像」を定めています。

基本理念

# みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる 地域社会をめざす



めざす将来像

お互いを尊重しみんなで支えあうまち

心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち

支援が必要になっても自分らしく幸せにくらせるまち

# ○お互いを尊重しみんなで支えあうまち

今後高齢者人口や一人暮らしの高齢者が増加することが見込まれている 現状を踏まえ、生まれたところ、生活したところ、学んだところ、遊んだ ところ、楽しかったところなど本人をはじめ、家族、顔なじみなどがいる 地域の中で支えあいながら生活できる仕組みづくりの充実を図ります。

# ○ 心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち

高齢となっても健やかにくらすため、健康づくりや介護予防を進めると ともに、社会参加や生きがいづくりの支援を進めていきます。

# ○ 支援が必要になっても自分らしく幸せにくらせるまち

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で人生の最期まで暮らせるまちづくりをめざすもので、一人一人のニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスの提供を行い、多職種多機関の連携による地域包括ケアシステムの実現を目指します。

# 3. 計画の性格と計画期間

## (1) 計画の性格

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定により、本町における介護保険サービス量の見込量等介護保険制度の運営に関する事項を定めるものです。

また、高齢者福祉計画の策定については、老人福祉法第20条の8に規定されており、本町の高齢者福祉施策の全般を定めるものです。

本計画は、平成27年に策定された「第2次八頭町総合計画」に基づき、 一人ひとりの人権が尊重され、活力とふれあいの広がるまちづくりを基本と して、「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」を目指して、介護保険サービスを 進めています。

このため、本計画は「第2次八頭町総合計画」を基本とし、「第2期八頭町地域福祉計画」を上位計画と位置付け、また県全域の保健福祉に関する各計画との整合性を図ります。

# (2) 計画期間

計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

# 4. 計画の策定、点検体制

本計画の策定にあたっては、医療・保健・福祉に詳しい学識経験者、保健 福祉従事者、地域団体の代表、被保険者代表、介護経験者代表等からなる「介 護保険計画策定・運営委員会」を設置し、本町における介護保険事業につい て、広く町民の声を反映させるため、様々な角度から検討を行いました。

また、策定した計画について適切な措置がとられているかを適宜点検するとともに、その実績・評価により計画の見直しについても携わるものとします。

# 第2章 計画の策定

# 1. 課題と重点施策

本町では、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、八頭町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の福祉施策を推進してきました。

介護保険制度については、創設以来、介護サービス提供基盤も整備され、 利用者数が増加するなど広く定着してきましたが、将来にわたっては、高齢化 率がさらに上昇することが予想され、給付費の増大に対応した、制度の長期的 な維持、安定を図ることが国を挙げての課題となっています。

本町においても、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数、給付費ともに年々増加の一途をたどっており、今後も増加していく見込みです。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加も予想され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個人の能力に応じて自立した生活ができるよう環境整備を進める必要があり、予防、医療、介護、地域での支援等一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本計画期間中、次の点を重点施策として策定します。

# 重点施策 I

# ○ 地域の活力を生かした高齢者を支えるしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険サービスの充実や町独自の施策に加え、高齢者も含めた町民が主体的に地域の担い手となり、お互いに生活を支援する体制を整備していく必要があります。八頭町における社会資源と、地域で活動する方々による「地域の活力」を生かし、町と町民が一体となって高齢者を地域で見守り支えあうしくみづくりをすすめます。

# 重点施策Ⅱ

#### ○ 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのためには、要介護の原因となるロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防など健康づくりの普及啓発など、地域で健康づくりや介護予防の取り組みを推進していきます。

\*ロコモティブシンドローム:運動器(足腰膝など)の障害のために移動機能の低下をきたした状態をいいます。 進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。

# 重点施策Ⅲ

# ○ 認知症高齢者への支援体制の充実

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見、早期支援を目的とし初期集中支援チームによる支援の充実や、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識の普及を図ります。

基本理念	目指す将来像	基本目標	12の施策(太枠:重点施策)
みんなで	お互いを尊重しみ	みんなで支 えあう地域 づくりをす	地域の活力を生かした高齢 者を支えるしくみづくり
支えな	で支え合うまち	すめます	介護者への支援
みんなで支えあい誰もが自分らしく	みんな		安全・安心なくらしを支える
が自分	心り	社会参加と生きがいづ	高齢者の社会参加
らしくい	きとくに	くりを支援 します	就業等への支援
いきいきと幸せに暮らせる地域社会をめざす	いきとくらせるまち	健康づくり、 介護予防を 推進します	健康づくりと介護予防の推 進による健康寿命の延伸
に暮ら	支援が	住み慣れた	くらしやすいまちづくりと住まい
せる	しく幸せに	地域で自分 らしく暮ら	総合相談窓口の機能の充実
地域	せ 要 にに くな	せるよう支 援体制を推	介護保険サービスの提供と基盤整備
会を	60	進します	在宅医療・介護連携の推進
いめざれ	らせるまちっても自分ら		認知症高齢者への支援体制の充実
9	ゥガ ら		地域ケア会議の推進

# 2. 高齢者、認定者等の推計

# (1) 国勢調査からみた高齢者の状況

# ①高齢者の人口

本町の人口は、平成27年の国勢調査では16,985人で、前回国勢調査(平成22年)の18,427人に比べ1,442人、7.8%減少しており、今後も出生率の低下や若い方の流出による人口の減少が予想されます。また、高齢化率(65歳以上の人口の総人口に占める割合)を見ると、平成7年の21.5%から年々上昇し、平成27年には32.0%と10.5ポイント上昇しています。

一方で、年少人口の占める割合は、平成7年の18.5%から調査ごとに減少し、平成27年には12.2%となり、高齢者人口より19.8ポイントも下回る、いわゆる逆ピラミッド型の人口構成となっており、少数の若い頃が多数の高齢者を支える構図となっています。

(単位:人、%)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(国勢調査)	A	20, 806	20, 245	19, 434	18, 427	16, 985
前期高齢者人口 (65~74歳人口)	С	2, 637	2, 793	2, 498	2, 134	2, 383
比率 C/A		12.7	13.8	12.9	11.6	14.0
後期高齢者人口 (75歳以上人口)	D	1,827	2, 190	2, 740	3, 024	3, 056
比率 D/A		8.8	10.8	14. 1	16. 4	18.0
65歳以上人口	Е	4, 464	4, 983	5, 238	5, 158	5, 439
比率 E/A		21.5	24. 6	26. 9	28. 0	32.0
生産年齢 (15~64歳)	F	12, 469	12, 016	11, 477	10, 879	9, 463
比率 F/A		59. 5	59. 0	58. 9	59. 1	55. 7
年少人口 (0~14歳)	G	3, 873	3, 246	2, 719	2, 377	2,075
比率 G/A		18. 5	15. 9	14. 1	12, 9	12. 2

資料:「国勢調査」

# ② 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯は、平成2年には、2,732世帯、全世帯数に占める割合は、54.3%であったものが、平成27年には、3,451世帯、64.5%と65歳以上人口と同様に急速に増加しています。

とりわけ、高齢者単独世帯の増加が顕著で、平成2年には185世帯、全世帯に占める割合は3.7%であったものが、平成27年には、547世帯、10.2%と約3倍となっています。核家族化の進行により高齢者世帯をとりまく状況は、ますます深刻化していくことが懸念されます。

今後もこの様な状況は継続すると予想され、家族における介護力の低下が懸念されており、地域福祉計画を基本とする地域共生社会の実現による支えあいのしくみがますます重要性となってきます。

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯	A	5, 027	5, 148	5, 351	5, 468	5, 454	5, 349
高齢者のいる世 帯	В	2, 732	3, 105	3, 360	3, 431	3, 380	3, 451
比率 B/A		54. 3	60.3	62.8	62. 7	62.0	64. 5
高齢者単独世帯	С	185	240	329	395	426	547
比率 C/A		3. 7	4. 7	6. 1	7. 2	7.8	10. 2
高齢者夫婦世帯	D	220	341	516	469	503	623
比率 D/A		4. 4	6.6	9.6	8.6	9. 2	11.6

資料:「国勢調査」

# ③ 高齢者世帯の住居の状況

平成27年の国勢調査によると、本町の高齢者のうち持ち家が97.3%で、ほとんどの人が自分の持ち家に住んでおり、高い水準にあるといえます。

区分	持ち家	公営・公舎 ・公団	民間の借家	社宅・官舎	間借り
世帯	4, 812	189	247	22	26
構成比	90. 9	3.6	4. 7	0.4	0.5
高齢者のいる世帯	3, 346	55	33	2	3
構成比	97. 3	1.6	0.9	0. 1	0.1

資料:「国勢調査」

# (2) 高齢者等の人口と推計(第1号被保険者)

平成27年の国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」、また計画策定時点の住民基本台帳人口をもとに推計しました。計画年度の総人口、40歳から64歳までの人口(第2号被保険者)及び、65歳以上人口(第1号被保険者)の推計は次のとおりです。

c (単位:人、%)

区 分	平成29年10月	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
人口(住民基本台帳) A	17, 471	17, 423	17, 222	17, 020	16, 013
40~64歳人口 B	5, 623	5, 525	5, 392	5, 260	4, 828
比率 (B/A)	32. 2	31. 7	31. 3	30. 9	30. 1
65~74歳人口 C	2, 633	2, 691	2, 778	2,865	2, 611
比率 (C/A)	15. 0	15. 4	16. 1	16.8	16. 3
75歳以上人口 D	3, 151	3, 111	3, 077	3,043	3, 294
比率 (D/A)	18.0	17. 9	17. 9	17. 9	20.6
65歳以上人口 E	5, 784	5, 802	5, 855	5, 908	5, 905
比率 (E/A)	33. 1	33. 3	34. 0	34. 7	36. 9

八頭町推計

# (4) 要支援・要介護者認定者数の推計

目標年度までの要支援・要介護者認定者数の推計は次のとおりです。 この推計は、平成29年9月末時点の認定者数等に基づき、将来推計 高齢者等人口に占める割合を基に第1号被保険者の認定者数を推計しま した。

(単位:人)

区 分	平成29年9月	平成30年度	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	118	116	117	120	109
要支援2	171	184	202	216	230
要介護1	161	178	182	199	219
要介護2	226	221	217	212	226
要介護3	169	160	155	153	148
要介護4	191	198	205	215	235
要介護5	135	132	128	126	131
合 計	1, 171	1, 189	1, 206	1, 241	1, 298

八頭町推計

# 3. 高齢者施策の推進

# (1) 健康づくりの推進

- ○「健康やず21」の取り組みである栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の 健康、飲酒及び禁煙、歯と口の健康に関する生活習慣病を改善するほか、疾病予 防、早期発見・早期治療により、健康寿命の延伸に向けて取り組みます。
- ○町民一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、主体的な健康づくりを推進します。
- ○地域全体で健康づくりや介護予防に取組ができるよう、仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるように支援します。

# 1) 生活習慣病の発症と重度化予防

# ①健康的な食習慣

栄養の偏りに起因する様々な疾病予防を図るため、バランスのとれた食生活が 継続できるよう、若い頃からの普及啓発に取り組みます。また、高齢期にみられ やすい低栄養等の予防に努めます。

# ②運動習慣の定着

日常生活の中に運動習慣を定着できるよう、運動や身体活動の効果について知識の普及に努めます。

#### ③心の健康づくり

うつ病などの心の病気や対処方法に関する啓発を行うとともに「こころの相談窓口」の周知に努めます。また、心の悩みに気づき、見守りや適切な相談支援機関につなぐ人材 (ゲートキーパー)を育成します。

#### ④禁煙の推進と適正な飲酒

喫煙や飲酒による健康への影響について啓発活動や健康教育を若い頃から取り組みます。

#### ⑤歯と口の健康維持

歯を喪失することは、噛む力や話す力を低下させ、最終的に生活の質に大きく影響を与えるため、全ての人が生涯にわたって自分の歯を 20 本以上残すことをスローガンとした「8020 運動」が展開されています。歯の喪失の主要原因疾患のう歯(むし歯)と歯周病の予防に取り組んでいきます。

#### ⑥がんの早期発見・早期治療

がん予防のための生活習慣について、正しい知識やがん検診の重要性について 普及啓発を行うとともに、がん検診を受けやすい体制の整備に取り組みます。

#### ⑦特定健診の受診と保健指導の充実

生活習慣病や予防についての正しい知識の普及を行い、疾病の発症予防に努めるとともに、健診受診の重要性についても啓発を行います。健診の結果、特定保健指導や生活習慣病ハイリスク値の該当になった人には、一人ひとりの個別性を重視した保健指導を実施し、重症化予防に努めます。

#### ⑧予防接種の推進

高齢者のインフルエンザ及び肺炎の罹患・重症化を予防するために予防接種の 周知と実施で疾病予防に取り組みます。

# 2) 地域での健康づくりの推進

- ○まちづくり委員会等の地域組織との協働により、若い頃からの健康づくり、介護予防、認知症予防等に視点をおいた地域づくりを推進できるように取り組みます。
- ○検診受診の啓発や健康教室など、健康づくり活動が町民の身近な地域で実施できるよう、健康づくり推進委員と協働で取り組みます。
- ○栄養バランスや適塩を重点にした健康的な食習慣が推進できるよう、食生活改善推進員等と協働で取り組みます。

# (2) 介護予防事業の推進

- ○介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス、訪問型サービス)は、必要とされるサービス提供量の確保に努めます。 また、小地域福祉活動「まちづくり委員会」による住民ボランティア等による多様な介護予防・生活支援サービスの創設を検討します。
- ○生涯にわたって健康づくりに関心を持ち続け、健康増進や介護予防を目的とした 町が取り組む事業に参加していただきやすい体制をこれまで以上に強化してい きます。
- ○地域で実施されているまちづくり委員会や健康づくり等の取り組みがこれまで 以上に活性化することにより、参加されたみなさんが介護予防の効果を実感して いただけるよう、支援を行います。
- ○健康づくりや介護予防の取り組みの場が町内の至る所で開催されるよう、まちづくり委員会等による「つどいの場」の拡充を図ります。

#### 1) 介護予防・生活支援サービスの推進

#### ①介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターでは、住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活を 送ることを目的に必要なサービスを利用していただけるよう、本人や家族の希望、 身体状況などを十分に考慮してケアプランを作成し、支援を行います。

#### ②八頭町訪問介護相当サービス

要支援等(要支援1、2の認定者及び事業対象者)が利用者となるこのサービスは、ホームヘルパーが掃除・洗濯・調理・買い物といった生活援助と食事や入浴の際の介助といった身体介護を行うものです。要支援者等が専門職によるサービスを適切に利用できるよう、必要なサービスの提供の確保に努めます。

#### ③八頭町通所介護相当サービス

要支援者等(要支援1、2の認定者及び事業対象者)を対象に、デイサービスで入浴、食事の提供、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングを日

帰りで提供を受けることができるものです。要支援者等が専門職によるサービス を適切に利用できるよう、必要なサービスの提供量の確保に努めます。

#### ④通所型短期集中サービス

要支援者等(要支援1、2の認定者及び事業対象者)を対象に、運動器機能向上プログラムと口腔機能向上プログラムといった専門的で複合的なプログラムを集中的に実施し、要介護状態への予防、地域において生きがいのある自立した日常生活の営みができるように支援に努めます。

#### ⑤住民主体通所型サービス

小地域福祉活動「まちづくり委員会」での住民主体のつどいの場で、健康体操(いきいき百歳体操)やレクレーション、手芸等の介護予防活動を週 1 回以上の頻度を確保して実施します。住民主体運営の負担軽減に向けて、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが連携して支援を行います。

# ⑥生活支援サービスの検討

地域のボランティアやまちづくり委員会などの生活支援サポーターが日常生活のちょっとした困りごと(ゴミだし、買い物など)を助け合うサービスを提供できるよう、検討します。

# 2) 一般介護予防事業の充実と推進

# ①まちづくり委員会等での健康体操等の介護予防活動

小地域福祉活動「まちづくり委員会」での住民主体のつどいの場で、健康体操(いきいき百歳体操)やレクレーション、手芸等の介護予防活動を実施します。住民主体運営の負担軽減に向けて、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが連携して支援を行います。

#### ②認知症予防・支援事業(あおぞら教室)

脳の活性化(笑うこと、楽しむことを大事にした内容)、健康づくり、地域の中での交流の活性化を目的として、まちづくり委員会と連携しながら、小地域ごとで認知症予防・支援事業(あおぞら教室)を開催します。

#### ③各種運動教室

八東保健センターの温水プールでの水中ウォーキング等の楽しみながらできる簡単な水中運動、年齢を気にせずに簡単に楽しく取り組める室内体操、ゆっくり、ゆるやかな室内体操と高齢者個人の体力や運動機能に合わせ、インストラクターの指導のもとに行っています。定期的に開催し、早期からの健康づくり習慣の定着化を目指し、運動教室の確保に努めます。

#### ④食生活改善事業(きらめき教室・すまいる教室)

高齢者の方の栄養に関する講話や調理実習を地域の公民館や集会所など身近な会場に出向き、開催します。

#### ⑤各種介護予防教室

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進、閉じこもり予防を目的に、生活相談、健康相談、レクレーションを行います。

# (3) 在宅医療・介護連携の推進

- ○医療機関と介護事業所等の専門職間の切れ目のない連携を推進し、住み慣れた 地域で最期まで暮らすことができるように体制づくりとさらなる基盤強化に向 けて、鳥取県東部地域1市4町と連携し取り組みます。
- ○在宅医療や急変時の対応など、医療の機能分担や人生の最終段階における医療や 介護について、将来の意思決定能力の低下に備えて、患者やそのご家族とケア全 体の目標や具体的な治療・療養について話し合いを持つこと(ACP:アドバンス・ ケア・プランニング)の必要性について、普及啓発への取り組みを行います。

# 1) 関係機関との連携の推進と課題の検討

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、東部医師会と東部地域 1 市 4 町で協働で平成 27 年 4 月に設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組みます。

### 2) 医療・介護関係者への支援

医療・介護・社会福祉協議会・行政・消防が参画する「東部地区在宅医療介護 推進協議会」において課題解決に向けてワーキンググループを設置し、取り組み の成果が町民の利便性につながるように活動を行っています。

県東部の医療・介護の全事業所の営業時間、提供できるサービス内容等を「医療・介護資源マップ」として一冊にまとめ、各事業所、関係機関に配布しました。 この情報を推進室のウェブページで検索できるようにシステム構築しましたが、 さらに医療・介護関係者の円滑な業務につながるように検討を進めます。

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を「東部医師会在宅 医療介護連携推進室」の窓口で運営します。

医療・介護関係者が参加する多職種研修会を企画・開催します。研修会開催による顔の見える関係性づくり、在宅医療、医療と介護の連携に関する知識の向上により急性期病院の退院、在宅等での療養から看取りまでのそれぞれの場面において町民の思いに寄り添い、満足いただける説明や対応ができる人材の育成に努めます。

#### 3) 住民啓発の推進

在宅医療など医療提供体制・機能分担について、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の必要性を理解していただくために普及啓発に努めます。

介護保険制度や自助・互助、ACP の重要性を町民自らが考えたり、話し合ったりと行えるように寸劇や研修ビデオを活用した住民啓発学習会を開催します。また、身近な地域でも開催できるように支援を行います。

様々な実体験を有する医師をはじめとする医療従事者が、ACP の啓発や住民

啓発学習会において直接町民へ語りかける機会をより多く提供できるように取り組みます。

## 4) 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

病院の入院・退院・転院時、在宅等での療養時、療養中の急変時、看取りの時期など、全ての場面において、切れ目がなくスムーズに連携できる体制を構築するため、課題の抽出、対応策の検討を進めます。

町民に対して、丁寧な説明、可能な医療、介護の内容提示、考える時間的な余裕などを効率よく説明・提供できるようにするため、多職種研修による人材育成のほか、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の推進について、施策の検討や実施を行います。

# (4)包括的な支援体制の構築

- ○福祉に関する総合相談の対応や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント 支援等、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図 ります。
- ○地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線 で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ○地域ケア会議を開催し、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者 の自立支援や介護予防、重度化防止を推進します。
- ○災害時に被害を受けやすい高齢者の安全、安心を確保するため、地域の共助によって高齢者が避難等の支援を受けられる体制づくりを推進します。

#### 1) 包括的支援事業の推進

#### ①総合相談支援

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等がそれぞれの専門性を活かし、連携を図りながらチームとなって相談支援に取り組みます。

買い物や見守り、調理等の日常生活を送る上での困りごとや社会的孤立、生活 困窮、さらには介護や医療などの多種多様で複雑な相談においても、他の支援機 関と連携し、解決に向けて対応をします。

地域包括支援センターの認知度を高める努力を続け、また、地域住民や福祉関係者、介護事業者、医療機関、警察等の関係機関との信頼関係づくりをより深めた体制で支援に取り組みます。

#### ②権利擁護

高齢者が安心して尊厳ある暮らしを維持できるよう、成年後見制度の利用支援 や老人福祉施設等への入所措置の実施、虐待対応に迅速かつ適切に取り組みます。 生活課題が複合化、複雑化している支援困難ケース等、地域包括支援センター の専門職が相互に連携し、組織をあげて対応を進めます。

近年増加している高齢者の消費者被害の防止に向けて、日頃から地域の高齢者

や介護支援専門員等の専門職に対して、情報提供や注意喚起を行います。また、 相談時には、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)等の専門機 関と連携して対応します。

## ③包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、担当の介護支援専門員との連携を最大限活用して、高齢者の身体状況や希望に応じた医療・介護が切れ目なく利用できる体制づくりに向けて取り組みます。

介護支援専門員が地域で開催される健康づくり事業、生涯学習のサークル活動、 老人クラブ活動、ボランティア活動といった介護保険サービス以外の様々な人と の交流ある事業をケアマネジメントに導入できるように、地域の情報収集に努め、 情報提供を行います。

介護支援専門員からの相談対応やケアマネジメントの技術指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策に関する情報提供など、介護支援専門員の資質向上に向けて取り組みます。

介護支援専門員の相互の情報交換やネットワークづくりに取り組み、円滑な業務実施に向けて支援をします。

介護支援専門員が担当する支援困難ケースについて、地域包括支援センター、 医療・福祉の関係機関が連携し、具体的な支援策を協働で検討し、必要な助言指 導を行います。

#### 2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者福祉の総合窓口であることから、福祉の支援が必要な人への対応はもとより、介護予防への取り組みについても積極的に行います。 さらには、地域の福祉関係者、介護事業者等との連携により、地域福祉向上のけん 引役としても役割を果たしていきます。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、包括的・総合的な相談体制づくりに向けて組織体制の強化を図ります。

#### (5) 認知症施策の推進

- ○認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進していきます。
- ○認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、認知症の人の希望が尊重され、尊厳が守られた上で、認知症予防をはじめ、認知症と診断をされた人やその家族等介護者への支援、医療や介護サービスの提供等、切れ目のない認知症施策を推進します。

#### 1) 認知症の理解を深め、地域で見守り、支え合う体制づくり

・認知症に対する正しい知識を持つことが本人や家族等への理解や気づきへとつな げることができます。毎年実施している「みんなで支え愛 認知症講演会」や認 知症サポーター養成講座等、様々な機会を通じて情報提供や知識の普及啓発に取 り組みます。さらに介護予防、認知症予防の重要性や啓発活動も継続し実施します。

- ・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター(=応援者)」の養成講座を各地域や民間業者、学校等で実施し、地域で見守り、支え合う体制づくりをさらに推進していきます。
- ・緊急時の迅速な安全確保、行方不明の防止を目的とした認知症高齢者等の捜索 に必要な情報を地域包括支援センターに事前登録事業の「認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業」の普及啓発に努めます。さらに、事業の充実に向け て、関係機関である警察、消防署、防災室等との連携に努めます。
- ・認知症高齢者等の日ごろの見守りや緊急時の対応の訓練に向けて、関係機関や住 民のみなさんと協働で「認知症等行方不明者の模擬訓練」を行います。

# 【主な取り組み】

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業
- ・認知症高齢者位置検索システムの利用支援
- 行方不明者模擬訓練

# 2) 居場所づくりや介護者支援の充実

- ・認知症地域支援推進員の配置を継続し、認知症の人と医療・介護サービス、支援機関、さらには地域活動へとつなぐ支援体制の構築に引き続き取り組みます。
- ・認知症の人や家族、地域住民、さらには福祉専門職など、誰もが気軽に立ち寄ることができるつどいの場として、「認知症カフェ」の設置と拡充に取り組みます。
- ・認知症高齢者等の介護者の相談、医療・介護の情報提供など、適切な相談・支援の対応ができるように人材育成など体制の充実を図ります。
- ・認知症の人や介護者を対象とした「認知症の人と家族のつどい」を毎月開催し、 介護家族の不安や負担の軽減に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症カフェの開催
- ・認知症の人と家族のつどいの開催

#### 3) 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

- ・医療・介護の専門職でチームを作り、認知症の人やその家族に対する初期段階の支援を包括的、集中的に行い、適切な支援に結びつける「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実に努めます。対応するケースはより困難化、複雑化した方が多いため、チーム員のさらなる専門性を高めるため、そのチーム員を兼務する地域包括支援センターの体制整備に取り組みます。
- ・町民や医療・介護の専門職に対して、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした、「認知症ケアパス(認知

症安心ガイドブック)」の活用と啓発普及に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- ・認知症初期集中支援チームの活動
- ・認知症ケアパスの普及
- ・物忘れプログラムを活用した認知症予防検診、予防教室の実施

# (6) 権利擁護施策の充実

- ○認知症等により判断能力が不十分、契約等の法律行為における意思決定が困難 な高齢者に対し、生命財産を擁護するため成年後見制度の利用促進に努めます。
- ○高齢者虐待防止のため、地域包括支援センターを中心に地域の関係者や介護保 険事業所等と連携し、虐待の早期発見や早期対応に取り組むとともに、高齢者 虐待の防止、予防に向けた啓発活動に取り組みます。

# 1) 成年後見制度の利用促進

- ・平成25年度より法人後見案件の受任や成年後見制度の利用に関する相談機関「とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポセンターとっとり)」へ県と東部1市4町で事業運営の補助を行っています。今後さらに生活困窮、認知症、身寄りのない方など権利擁護の必要な高齢者が増加することが見込まれるため、補助を継続します。地域包括支援センターが相談窓口となり、アドサポセンターとっとりを中心とする関係機関と連携を図りながら、相談対応に取り組みます。
- ・民法の規定による成年後見開始の申し立ては、4親等内の親族が行うとされていますが、親族がいない、あるいは親族がいても法定後見開始審判の申立てを行うことが難しい場合、町長がその申立てを行い、取り組みを推進します。
- ・認知症高齢者の増加に対応し、さらに成年後見制度の利用が多く求められることが想定されるため、市民後見人の育成や活動支援に向けて取り組みます。

#### 2) 成年後見制度の利用促進に関する基本計画の策定

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、本町の基本計画を策定 します。
- ・保健・医療・福祉と司法を含めた支援体制を構築し、権利擁護支援の必要な方の早期発見、早期対応に取り組みます。

#### 3) 高齢者虐待の防止及び早期発見

- ・虐待通報の際は地域包括支援センターが窓口になり、組織的に迅速かつ適切な 対応を行い、困難な事例については警察や鳥取東部権利擁護支援センターの専 門職、法テラスの弁護士と連携し対応を行います。
- ・老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置が必要と判断される場合は、 養護老人ホーム、特別養護老人ホームで一時的な保護を行います。
- ・高齢者虐待防止、早期発見に向けて、普及啓発に取り組みます。

・民生児童委員、介護保険事業所、医療機関、警察等の関係機関で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、情報の共有、相談しやすい体制づくりに向けて取り組みます。

# (7) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー等が連携して地域に合わせた方法で地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に努めます。

#### ①個別事例の検討

多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークの構築、地域の課題解決に向けた取組み、新たな資源開発等の検討を行い、「タテワリ」から「まるごと」へと転換を図ります。

# ②小地域福祉活動組織「まちづくり委員会」での地域ケア会議の開催

住民主体通所型サービス事業の実施状況、運営等についての課題・解決策の 検討、さらには地域の課題・解決策等の検討を行い、新たな資源開発等に取り 組みます。

# ③八頭町生活支援・介護予防体制整備推進協議会(協議体)の開催

地域住民の日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的として、生活支援サービス及び介護予防サービス体制整備に向けて、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び連携の強化の場として、八頭町生活支援・介護予防体制整備推進協議会を開催します。

#### (8) 生活支援サービスの充実

- ○NPO や福祉事業者、まちづくり委員会等の地縁組織など、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境や体制づくりを推進します。
- ○地域福祉活動等による「互助」の取り組みが一層広がりを持つよう、関係者と 連携して取り組みを進めます。
- ○介護が必要な方やその家族、一人暮らし高齢者といった福祉支援が必要な高齢者が自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

#### 1) 生活支援体制の充実

- ○生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域課題・地域に 不足するサービスの創出、サービスの担い手の育成や関係者間の情報共有、 連携体制づくりといったネットワーク構築に向けて、生活支援コーディネー ター、地域包括支援センターが連携し、取り組みます。
- 2) 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

#### ①緊急通報装置システム事業

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等に対し、急病や災害時等の緊急時に簡単な 操作で通報できる緊急通報装置を貸与します。そして、緊急時に迅速かつ適切な 対応が図れるように支援を行います。

#### ②食の自立支援事業(配食サービス)

食事の準備ができない等の食生活に心配のある一人暮らしの高齢者等を対象 に栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否を確認し、在宅 生活の支援を行います。

#### ③生活管理指導短期宿泊事業

生活機能の低下により要介護・要支援の状態になる恐れがある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が十分ではない方を対象に、養護老人ホームでの生活習慣 や体調の改善を図る支援を行います。

#### ④避難行動要支援者登録制度

災害時に備え、自力や家族の助けだけでは避難することが難しい一人暮らしの 高齢者、高齢者世帯、障がい者等に事前登録いただき、避難情報の提供や避難援 助等の支援を受けることができるよう、登録を推進します。

⑤高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業

後期高齢者医療に該当する方を対象にはり、きゅう、マッサージの施術を受け、 健康の保持、増進を図るため費用の一部を助成します。

#### (9) 高齢者の住まいの確保

- ○要介護高齢者の状態に応じた施設・居住系の介護サービスの充実を図ります。
- ○高齢者の身体的状況、環境、経済状況等の多様な状態やニーズに応じた施設、住 宅への入居支援を行います。
- ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると一般高齢者、要支援認定者ともに持家(一戸建て)の割合は、91.0%、89.7%と最も多くなっている。高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活を継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。

#### 1) 施設・居住系の介護サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症高齢者生活介護(認知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)の小規模施設の充実を図り、多様な選択肢の確保に努めます。

#### 2) 多様な高齢者向け住宅の確保

①養護老人ホーム

住宅に困窮している又は生活保護を受けているなど、環境上及び経済的理由に

より、居宅で療養を受けることが困難な高齢者に対し、入所の必要性を判定した 上で、適切な入所措置を行います。

#### ②軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者 を低額な料金で入所、相談、助言、レクレーション等のサービスを提供します。 既存1施設の有効利用に努めます。

③サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム

自宅での生活を継続することが困難となった場合に、必要に応じて高齢者居住施設への住み替えを可能とするため、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームの充実に取り組みます。

# 3) 安全・安心な居住環境の確保

①住宅改修 · 介護予防住宅改修

要介護・要支援の認定された人の居住環境の安全を図るため、手すりの取り付け等の住宅改修にかかる費用に対し給付を行います。

②高齢者居住環境整備助成事業

要介護・要支援の認定を受けている本人と配偶者の両方が市町村民税非課税で ある場合、住宅改修費用の一部を助成します。

# (10) 高齢者の地域での活躍・貢献機会の促進

- ○高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、高齢者 の社会参加や生きがい活動の支援をします。
- ○高齢者の活躍の場を拡大するため、就労や地域活動などに高齢者が参加できる 仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。

#### 1) 社会参加や生きがい活動への支援

①まちづくり委員会活動への支援

高齢者、障がい者、子ども等の居場所づくりや福祉の担い手としての役割を期待しており、小地域のみなさんで気軽に集まって活動する「まちづくり委員会の活動」の支援を行います。

②老人クラブ活動助成事業

高齢者が自主的に集まり相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との 交流を行う老人クラブ活動に対して補助金を交付し、支援を行います。

③ふれあい・いきいきサロン

高齢者の居場所づくりや福祉の担い手として役割を期待して、高齢者が地域で 気軽に集まって活動する「ふれあい・いきいきサロン」の開催を支援します。

④タクシー助成券

高齢者の外出支援として、日常生活を営む上での必要な八頭町内の移動で、タクシー利用をされた際に料金の一部を助成します。

#### 2) 高齢者の就労支援

高齢者がこれまでの知識と経験を生かし、地域社会の担い手としてさらに活躍する場を提供することを目的に、意欲ある高齢者の就業、社会参加を支援します。 八頭町シルバー人材センターは、町内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的、短期的な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し、経験や希望に合った仕事を提供し、就業を通じた社会参加を支援しています。町は

験や希望に合った仕事を提供し、就業を通じた社会参加を支援しています。町は センターへの運営事業費に対して助成し、センターに安定的な運営を確保し、高 齢者の就業機会の確保や社会参加の促進、生きがいづくりに取り組みます。

# (11) 家族介護者への支援の充実

高齢者を介護される家族の心身、経済的な負担は大きく、また介護に対する不安 を抱える方も多いため、それらの負担や不安を軽減できるように努めます。

#### ①家族介護教室

高齢者を介護する家族の心身の負担の権限を図るため、介護方法や介護予防に 関する知識・技術など身につけていただけるように開催します。

### ②家族介護慰労事業

重度(要介護4、5)の介護を要する高齢者を、介護サービスを利用されることなく家庭で介護している市町村民税非課税世帯の家族に対し、慰労金を支給します。

#### ③介護用品支給事業

重度の要介護者を介護されている市町村民税非課税世帯の家族に対し、紙おむつなどの介護用品を現物支給します。

# 4. 介護サービス等の見込み

# (1)介護サービス量の状況と見込

# 《1》居宅サービス

# ① 訪問介護

ホームヘルパー等が入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯・ 掃除などの日常生活上の世話を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	甲亚	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
<del>-</del> +	回/月	1, 364	1, 355	1, 242	1, 267	1, 293	1, 298	
訪問介護	人/月	81	79	72	73	74	76	

平成27年度28年度は実績、平成29年度は見込、平成30年度以降は推計値(以下同じ)

# ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業者が居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の 介助を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
訪問入浴	回/月	38	36	33	42	42	45	
	人/月	7	6	6	8	8	8	
介護予防	回/月	2. 4	0. 5	0	1	1	1	
訪問入浴	人/月	0	0	0	1	1	1	

# ③ 訪問看護·介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	单位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
訪問看護	回/月	188	298	811	749	803	836	
	人/月	25	34	74	74	79	81	
介護予防	回/月	62	109	262	298	344	384	
訪問看護	人/月	6	12	23	23	23	25	

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 理学療法士、作業療法士等が居宅に訪問し、必要な機能回復訓練を 行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
訪問リハ	回/月	0	28	20	20	35	39	
ビリ	人/月	0	2	5	5	8	9	
介護予防	回/月	4	8	31	44	44	44	
訪問リハ ビリ	人/月	1	1	3	4	4	4	

# ⑤ 通所介護

デイサービスセンターにおいて、食事・入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

区分	単位	第6期			第7期			
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
`\$ <b>=</b> C 人 <b>=</b> #	回/月	4, 308	3, 557	3, 500	3, 502	3, 560	3, 569	
通所介護	人/月	325	298	313	316	317	319	

⑥ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション デイケアセンターに通所し、日常生活上の支援や生活行為向上のた めのリハビリを行います。

区八	出仕	第6期			第7期			
区分	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
通所リハ	回/月	618	639	649	653	685	687	
ビリ	人/月	69	72	84	86	92	92	
介護予防 通所リハ ビリ	人/月	22	28	31	30	31	32	

⑦ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホームに短期入所することにより、入浴・排泄・食事 などの介助等、日常生活の世話や機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期				
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
<i>^</i> = ₩□ 3 등€	日/月	355	382	445	449	467	469		
短期入所	人/月	36	41	44	44	45	45		
介護予防	日/月	6	6	12	13	14	14		
短期入所	人/月	1	2	3	3	3	3		

⑧ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と、 日常生活の世話や機能訓練を行います。

		第6期			第7期			
区分	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
短期入所	日/月	73	122	93	102	114	116	
超别人別	人/月	11	15	15	16	17	17	
介護予防	日/月	8	2	20	25	25	25	
短期入所	人/月	1	1	5	5	5	5	

⑩ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
居宅療養管 理指導	人/月	39	39	40	41	42	44	
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	3	5	6	8	8	8	

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 要介護者の日常生活の自立を助けるため、また介護予防に資する福祉用具を貸与します。

区分	単位	第6期			第7期			
	甲亚	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
福祉用具貸与	人/月	266	271	285	290	295	300	
介護予防福祉 用具貸与	人/月	60	84	86	89	95	98	

# ② 福祉用具販売・介護予防福祉用具販売(福祉用具購入費の支給) 入浴や排泄に用いる福祉用具の販売に対し、給付を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	丰四	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
福祉用具購入	人/月	5	5	6	7	7	7	
介護予防福祉	人/月	2	2	2	2	2	2	
用具購入費	<b>八</b> /月	2	3	S	3	3	S	

# ① 住宅改修·介護予防住宅改修

手すりの取り付け等の住宅改修にかかる費用に対する給付を行います。手すりの取り付け、床段差の解消、洋式便器等への便器の取替え等が対象となります。

区分	単位	第6期			第7期			
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
住宅改修	人/月	5	7	5	5	5	5	
介護予防住宅 改修	人/月	4	4	4	4	4	4	

# ≪2≫地域密着型サービス

① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 心身の状況に応じて、通いを中心とし、訪問や宿泊もできる多機能な施 設で、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

豆 八	出仕	第6期			第7期			
区分	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
小規模多機能	人/月	22	19	18	17	20	20	
型居宅介護	人/月	22	19	10	17	20	20	
介護予防小規								
模多機能型居	人/月	0	1	1	3	3	3	
宅介護								

# ② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 認知症の要介護者に対し、共同生活のなかで入浴・排泄・食事等の 介助等、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
区方	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
認知症対応型	人/月	18	18	18	18	18	27	
共同生活介護	人/ <b>月</b>	10	10	10	10	10	21	

# ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームに入所している人に対し、 食事、入浴等の介護や機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
特定施設入居 者生活介護	人/月	17	10	18	20	20	20	

# ④ 地域密着型介護老人福祉施設

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している人に対し、食事、入浴等の介護や機能訓練等を行います。

区分	単位	第6期			第7期			
単位		H27	H28	H29	H30	H31	H32	
地域密着型介								
護老人福祉施	人/月	41	56	56	58	58	58	
設								

# ⑤ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、食事・ 入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

区	単位		第6期			第7期	
分	中山	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型	回/月	0	519	510	510	524	524
通所介護	人/月	0	39	38	41	42	42

# 《3》居宅介護支援・介護予防支援

# ① 居宅介護支援・介護予防支援

要介護、要支援と認定された人が居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員(ケアマネージャー)が要介護者(要支援者)の希望に基づき、適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

区分	単位		第6期		第7期			
区方   単位	中四	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
居宅介護支援	人/月	440	440	448	456	459	468	
介護予防支援	人/月	160	174	117	135	142	149	

# 《4》施設サービス

# ① 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム入所者に対し、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

区分	単位		第6期			第7期	
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
介護老人福祉 施設	人/月	115	118	116	118	121	124

# ②介護老人保健施設

老人保健施設入所者に対し、看護、医学管理下における介護および 機能訓練などを行います。

区分	単位		第6期			第7期	
	中位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護老人保健 施設	人/月	105	99	92	93	97	99

# ③ 介護療養型医療施設

療養病床等において、療養上の管理、看護、医学的管理下における 介護を行います。

区八 選件		第6期			第7期			
区分 単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
介護療養型医 療施設	人/月	17	16	19	19	19	19	

# 《5》低所得者対策

# ①高額介護(支援)サービス費

介護保険サービスを利用した人の1月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合に、所得に応じた高額介護(支援)サービス費を支給します。また、高額医療・高額介護合算制度により、8月から翌年7月の1年間における医療保険の自己負担額との合計額において、一定額を超えた部分を支給します。

# ②特定施設入所者介護(支援)サービス費

介護保険施設に入所した時や短期入所サービスを利用した時の食費・居住費については原則自己負担ですが、低所得の人の施設利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額まで自己負担し、基準費用額との差額分は介護保険から支給します。

#### ③社会福祉法人による減免措置

社会福祉法人が行う、訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通 所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設な どの各サービスの利用者のうち、低所得者について社会福祉法人が軽減を行い、 軽減額によりその一部を国・県・町が法人に対し補助金を支給します。

# (2) 給付費の見込

平成30年度から平成32年度までの給付費の<u>推計見込</u>は、次のとおりです。 標準給付費 (単位:千円)

V A			第7期				
	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度		
	居宅サービス	662, 339	681, 755	696, 860	774, 317		
介護	地域密着型サービス	374, 092	387, 367	419, 282	420, 177		
サー	施設サービス	735, 644	770, 558	795, 634	799, 013		
ビス	居宅介護支援	84, 712	86, 329	89, 156	92, 705		
	合計	1, 856, 787	1, 926, 009	2, 000, 932	2, 086, 212		
介	介護予防サービス	43, 730	47, 652	50, 707	60, 846		
介護予防	地域密着型介護予防サ ービス	2, 261	2, 289	2, 316	3, 134		
サー	介護予防支援	7, 227	7, 696	8, 172	8, 282		
ビス合計	合計	53, 218	57, 637	61, 195	72, 262		
	高額介護 (予防)・高額 介護合算サービス費	50, 750	52, 909	55, 080	58, 684		
その他	特定入所者介護 (予防) サービス費	103, 510	105, 817	108, 101	111, 191		
le.	審査支払手数料	2, 486	2, 497	2, 508	2, 622		
	合計	156, 746	161, 223	165, 689	172, 497		
	給付費合計	2, 066, 751	2, 144, 869	2, 227, 816	2, 330, 971		
地域	介護予防·日常生活支援 総合事業	57, 466	58, 136	58, 782	58, 955		
支	一般介護予防事業	16, 630	16, 630	16, 630	16, 630		
援事業	包括的支援事業·任意事 業	22, 641	22, 641	22, 641	22, 641		
業	合計	96, 737	97, 407	98, 053	98, 226		
	合計	2, 163, 488	2, 242, 276	2, 325, 869	2, 429, 197		

\*地域包括ケア「見える化」システム (平成 29 年 4 ~8 月月報データを反映分) で推計した数値であり、今後変動の可能性があります。(H30.1 時点)

# (3) 所得段階別保険料

第1号被保険者保険料は、下記のとおり9段階に区分されます。 第7期の第1号被保険者の負担割合は23%と定められ(第6期22%)、 基準額については、今後決定されます。(第6期6,900円)

区分	料率	所得などの状況
第1段階	0.50	生活保護世帯、町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者。町民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人
第2段階	0. 75	町民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金 収入額を合わせた額が80万円超120万円以下の 人
第3段階	0.75	町民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金 収入額を合わせた額が120万円超の人
第4段階	0. 9	町民税が課税されている世帯員がいるが、本人町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人
第5段階(基準額)	1. 0	町民税が課税されている世帯員がいるが、本人 町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入 額を合わせた額が80万円超の人
第6段階	1. 2	本人が町民税課税で、合計所得が120万円未満 の人
第7段階	1. 3	本人が町民税課税で、合計所得が 120 万円以上 190 万円未満の人
第8段階	1. 5	本人が町民税課税で、合計所得が 190 万円以上 290 万円未満の人
第9段階	1. 7	本人が町民税課税で、合計所得が290万円以上 の人

# ○公費による保険料軽減

平成27年度から公費負担により低所得者の保険料軽減を行っています。

区 分	軽減前料率	軽減後料率
第1段階	0.5	0.45

# 第3章 施策の総合的推進

# 1. 推進体制の整備

# (1) 庁内連携

高齢者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくためには行政全般にわたり取り組む体制を構築し、関係機関との連携強化に努めます。

# (2) 関係団体、事業所等との連携

地域福進の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や 医師会、歯科医師会、民生児童委員協議会、食生活改善推進協議会、老 人クラブ連合会など福祉・保健・医療・介護等に関わる各種団体との連 携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の 育成に努め、地域に密着したきめ細かな質の高い活動ができる環境づく りに取り組みます。

また、介護サービスや町が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握や苦情対応、情報提供について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

# 2. 介護基盤整備

#### (1) 日常生活圏域の設定

第7期計画において、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような 基盤整備を進めるため、本町を一つの日常生活圏域と定めます。

#### (2)地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を地域住民との交流を図りながら支えるというもので、本町がサービス事業者の指定を行います。

① 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者が介護スタッフによる食事、入浴、排泄の介助を受けながら、共同生活をする住宅です。

第7期計画期間中に1ユニット(9床)の整備を計画します。

- ②認知症対応型通所介護(認知症デイサービス) 認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
- ③地域密着型特定入居者生活介護(小規模介護専用型有料老人ホーム等) 有料老人ホームなどの特定施設などのうち、定員が29人以下の小規

模な介護専用型特定施設に入居する人が日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けます。

- ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) 定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活 上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けます。
- ⑤小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択に応じ訪問系のサービスや泊まりのサービス を組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

- ⑥夜間対応型訪問介護
  - 巡回や通報システム等による夜間専用の訪問介護です。
  - ① 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な施設での通所介護です。

# 八頭町地域密着施設整備の状況

	施設数	現在の整備施設名				
認知症対応型共同生活介護	1	グループホーム陽だまりの家ふなおか				
地域密着型特定入居者生活 介護	1	小規模ケアハウス ぬくもり				
地域密着型介護老人福祉施	2	小規模特別養護老人ホームきたやま				
設入所者生活介護	2	小規模特別養護老人ホームゆず				
小規模多機能型居宅介護	1	小規模多機能型居宅介護施設きたやま				
地域密着型通所介護	3	あっとほーむ デイサービスれしーぶ				
地域省有至地別升護	3	岸本内科デイサービス				

# 3. 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たします。

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等を配置し、地域の社会資源を総合的に活用したケアマネジメントを行う、中立・公正な拠点として設置しています。

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合的な相談窓口機能
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的ケアマネジメント

# 4. 保険者機能の強化

(1)介護給付費の適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが介護給付の適正化であり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築のため重要な取り組みです。

「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要 5 事業に取り組み、給付費の抑制、適正給付に努めます。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、公平・公正で透明な 仕組みの中で良質なサービスを誘導し、計画目標を超えるサービスとな らないよう地域の実情を勘案した指定を行います。

(3) 地域密着型サービス事業者への指導・監査 実地指導等、立入検査などの指導体制を確立し、地域に身近な保険者 としての機能を活かし、迅速かつきめ細かな指導検査を実施します。

(4) 苦情への対応

利用者からの不満や苦情、制度運営上の各種苦情等について、介護保険の相談窓口できちんと受け止め対応します。ここで処理しきれない問題について、認定については県の介護保険審査会が、サービスについては国民健康保険団体連合会が苦情を受け付ける仕組みとなっております。要介護認定や保険料に対する不服は県の介護保険審査会に不服申し立てをすることも可能となっており、県と連携しながら対応していきます。

# 5. 事業評価

町は、地域包括支援センターの公正、中立性を確保し、円滑で適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置し、次の事項を所掌します。

- (1) 担当する圏域の設定に関すること
- (2) 設置、変更及び廃止並びに業務の法人への委託等に関すること
- (3) 業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施に関すること
- (4) 指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所の選 定に関すること
- (5) 運営に関し、必要な基準の策定及びその評価に関すること
- (6) 職員の確保に関し、地域の関係団体等との連絡調整に関すること
- (7) その他地域包括ケアに関すること